

議案第 3 2 号

北九州市立図書館協議会の委員の任命について

北九州市立図書館協議会の委員を、次のとおり任命する。

令和 2 年 1 1 月 1 2 日提出

北九州市教育委員会
教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項の規定に基づき任命している委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要があるので、この案を提出する。

図書館協議会について

1 図書館協議会とは（図書館法第十四条第2項）

図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関。

2 設置年月日

昭和39年8月20日

3 委員構成等

（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条第1項）

- 図書館法の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条第2項）

- 定数 30人以内（現在の委員数は、15名）
- 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員の任期

（北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条第4項、第5項）

委員の任期は、2年とするが、再任は妨げない。また、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開催内容

- 毎年2～4回
- 図書館の事業計画及び事業実績等について、委員各々の専門的な見地からの意見を聴取する。

(案)

北九州市立図書館協議会委員（新）

区分	氏名	所属団体役職名	備考
学校教育関係者	ほんだ ひさし 本田 壽志	北九州市学校図書館協議会会長 板櫃中学校校長	任命（再任）
	うえみつ よしこ 上満 佳子	北九州市学校図書館協議会副会長 すがお小学校校長	任命（再任）
	こだま ゆきこ 児玉 幸子	福岡県公立高等学校長協会北九州地区会長 福岡県立東筑高等学校校長	委嘱（再任）
	やました かずえ 山下 一恵	(一社) 北九州市私立幼稚園連盟理事	委嘱（新任）
	なかしま とおる 中島 徹	公募委員	委嘱（新任）
	おおば さとみ 大庭 里美	北九州市PTA協議会副会長	委嘱（再任）
	きたの くみ 北野 久美	(一社) 北九州市保育所連盟副会長	委嘱（再任）
	おおした あや 大下 亜耶	(一社) 北九州青年会議所委員	委嘱（新任）
家庭教育の向上に資する活動を行う者	やまなか ひろとし 山中 啓稔	公募委員	委嘱（新任）
	みやもと かずよ 宮本 和代	北九州市社会教育委員	委嘱（再任）
	くろだ みなこ 黒田 美奈子	北九州市婦人団体協議会委員	委嘱（再任）
	たなべ たけひこ 田辺 武彦	北九州市AVEの会事務局理事	委嘱（新任）
	あべ かずよ 阿部 和代	北九州児童文化連盟副会長	委嘱（新任）
	なかお やすし 中尾 泰士	北九州市立大学 図書館長	委嘱（再任）
	まつもと こういち 松本 幸一	九州国際大学図書館長	委嘱（新任）
学識経験者			

任 期 令和2年12月1日から（改選の場合、改選の日から）

令和4年11月30日まで（2022年11月30日まで）

*女性の参画率 9人/15人 60.0%

北九州市立図書館協議会委員（旧）

区分	氏 名	所属団体役職名	備 考	
学校教育関係者	なかお やすし 中尾 泰士	北九州市立大学 図書館長		
	うえみつ よしこ 上満 佳子	北九州市学校図書館協議会副会長 すがお小学校校長		
	ほんだ ひさし 本田 壽志	北九州市学校図書館協議会会長 板櫃中学校校長		
	まつい たかひで 松井 貴英	九州国際大学図書館長		
	こだま ゆきこ 児玉 幸子	福岡県公立高等学校長協会北九州地区会長 福岡県立東筑高等学校校長		
	むらほし ひとみ 村端 ひとみ	(一社) 北九州市私立幼稚園連盟理事		
	家庭教育の向上に資する活動を行う者	おおば さとみ 大庭 里美	北九州市PTA協議会副会長	
		はらだ たかこ 原田 多賀子	公募委員	
		しまむら かよこ 嶋村 加代子	公募委員	
		社会教育関係者	みやもと かずよ 宮本 和代	北九州市社会教育委員
くろだ みなこ 黒田 美奈子			北九州市婦人団体協議会委員	
ほりかわ ひでお 堀川 英男	北九州市AVEの会事務局長			
学識経験者	しばはら かよこ 柴原 佳代子		北九州児童文化連盟理事	
	きたの くみ 北野 久美	(一社) 北九州市保育所連盟副会長		
	つるだ まさみ 鶴田 雅美	(一社) 北九州青年会議所監事		

任 期 平成30年12月1日から（改選の場合、改選の日から）
令和2年11月30日まで

* 女性の参画率 11人/15人 73.3%

○ 図書館法(抄)

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(抄)

(図書館協議会等)

第8条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○ 北九州市立図書館規則(抄)

(図書館協議会)

第17条 北九州市立図書館協議会(以下「協議会」という。)の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。

5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。